

▼中山間地域の活動支援策強化が急務に

▼直払の面積3万3千㌔減

農林水産省は、第4期対策初年度となる中山間地域等直接支払制度（以下、中山間直払制度）の2015年度の実施状況（1月末現在）を公表した。取り組み面積は、前年度比4・8%（3万3千㌔）減の65万4千㌔となり、減少幅は制度発足以来最大となった。高齢化の進展などで共同活動が困難になっている集落の現状があらためて鮮明になった。生産条件が不利な中山間地域の農地は、いったん荒廃すると再生は困難だ。制度の活用を促す仕組みづくりを含め、集落活動の維持・活性化につながる制度の拡充・強化が急務となっている。

▼協定数は8・6%減

中山間直払制度は00年に導入した。5年ごとに見直され、15年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として第4期対策（実施期間15～19年度）がスタートした。

ただ、初年度の面積は、岩手、宮城、新潟、福井、滋賀の5県を除き、軒並み前年度割れとなり、協定数も全国で8・6%減少した。同省は、活動の中心的な役割を担ってきた代表者の引退や協定参加者数の減少などで、共同活動や農業生産活動の継続が見通せない状況が生じていると説明。①高齢などで共同活動に参加できない農家が出た②5年の耕作継続要件の達成が見通せず、農地の受け手も見つからない③山際など農地の条件が悪い——などを理由に、協定農地を一部除外する動きなども顕在化しているという。

▼制度の拡充へ新たな検討

15年度の状況を受け、農林水産省は支援強化策の検討に着手した。複数の集落が連携・協力する体制や近隣集落が小規模・高齢化集落を支える体制づくりへの支援、農地を引き継ぐ地域の話し合いなどを促す方針だ。体制整備要件の見直しや「超急傾斜地農地保全管理加算」の創設など第4期対策の拡充事項の周知徹底も図る。

▼人を呼び込む施策を

中山間直払制度は、集落の裁量で自由に使える交付金として高い支持を受け、農地保全や集落機能の維持・強化に貢献。地域営農のみならず、地域の自治活動を支えてきた。

第2期、第3期対策も初年度に数千㌔程度面積が減ったが、その後増加し、最終年度は初年度を上回った。協定締結や共同活動の推進に不可欠な自治体による支援体制強化を含め、地域の実情に合わせ柔軟に対応できる仕組み整備を急ぐ必要がある。

中山間地域は、総耕地面積、総農家数ともに国内の約4割を占め、食料の安定供給に大きな役割を果たしている。国土保全など多面的機能の持続的な発揮にも不可欠だ。農業所得の確保や安心して暮らせる環境づくりに全力を挙げるとともに、都市部で広がりつつある“田園回帰”の流れなどを追い風として、多様な人々を地域に呼び込む施策を総動員する必要がある。